

暮らしの税務相談

13

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の社会保険料控除



長寿医療制度の税法上の取り扱い

何かと評判の悪い長寿医療制度(後期高齢者医療制度)ですが、今回はその税務上の取り扱いに関連して社会保険料の控除について触れたいと思います。

まず、長寿医療制度の保険料や国民健康保険、国民年金、介護保険などの社会保険料は、納税者が、納税者自身または、納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合に社会保険料控除として所得控除を受けることができます。控除できる金額は、その年に実際に支払った金額または給与や公的年金から差し引かれた金額の全額となります。

さて、本題の長寿医療制度の保険料に係る社会保険料控除についてですが、長寿医療制度の保険料を、年金から特別徴収された場合と口座振替により支払った場合で、社会保険料控除の取扱いはどのようなになるのでしょうか。平成20年4月から実施されている長寿医療制度では、原則としてその保険料が年金から特別徴収の方法により徴収されています。こ

の場合、その保険料を支払った人は年金の受給者自身であるため、その年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。

口座振替の場合の控除の対象者は本人

一方、平成20年10月以降の保険料については、市区町村等へ一定の手続を行うことにより、年金からの特別徴収に代えて、被保険者の世帯主または配偶者が口座振替により保険料を支払うことが選択できることとされました。この場合には、口座振替によりその保険料を支払った世帯主または配偶者に、社会保険料控除が適用されます。

言い換えると、公的年金から特別徴収される長寿医療制度の保険料や、介護保険料などの社会保険料については、例えば生計を一にしている父の公的年金から父の介護保険料が特別徴収されている場合、扶養をしている息子の年末調整の際に、その父の介護保険料を本年分の社会保険料控除の対象とすることができません。

介護保険料などの社会保険料が、父親の公的年金から特別徴収されている場合、その社会保険料を支払ったのは父親

になりますので、息子の社会保険料控除の対象とすることができません。ただし、社会保険料控除として控除できる金額は、その年に実際に支払った金額が対象となりますので、滞納をしてしまった国民健康保険料や国民年金、長寿医療制度の保険料、介護保険料などは払った年度の社会保険料控除の対象となります。

長寿医療制度からは、離れませんが扶養をしている子どもの過去の国民年金保険料を一括して過去3年分まとめて支払った場合には、その支払った全額を支払った年分の社会保険料控除の対象とすることができます。また、来年分の国民年金保険料を支払った場合も前納した期間が1年以内のものについては、支払った年度の社会保険料控除の対象となります。

少々蛇足となりますが、今回のお話の中に税務上の専門用語として「生計を一にする」という言葉があります。これは経済的に同じなのかどうかということですが、例えば子どもが経済的にも独立して4月に他県に引っ越したとしましょう。引っ越し後の生計は別になりましたが、その後も子の国民年金保険料を親が支払続けた場合、国民年金保険料を支払った時点で判断し、親が支払った子の国民年金保険料のうち、経済的に養っていた1月から3月に支払った国民年金保険料についてのみ、親の社会保険料控除の対象とすることができます。

監修 浦和税理士法人

「お客様の視点で考える」

発想とバイタリティで
深い関与を理想としています。

税理士業務

- ◎法人・個人の決算及び申告書類の作成
- ◎相続・贈与・譲渡等の申告書類の作成
- ◎各種税金に関する相談
- ◎税務関係の書類作成
- ◎税務調査の立会

会計業務

- ◎記帳代行
- ◎会計処理の指導及び相談
- ◎試算表作成

税理士

伊藤 信彦
荻原 岳志

浦和税理士法人

Tel 048(837)8555
Fax 048(837)8556

〒336-0024 埼玉県さいたま市南区根岸4-16-7
http://www.urawa-tax.com